

平成14年1月18日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会「退職給付制度間の移行等に関する企業会計基準適用指針の公開草案」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年12月26日に貴会より公表されました掲題公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂き度く、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1. 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置について

確定拠出年金制度への移行に際し、会計処理上、その影響を一時に認識すべきとした場合には、企業業績に多大な影響を与えることも考えられ、一定年数に亘る繰延処理を認める必要があると考える。

2. 減額の会計処理について

- ・退職給付制度の改訂及び制度間の移行に当たっては様々な形態が予想され、支払等を伴わない制度改訂においても、その内容如何では退職給付債務が大幅に減少するなど「一部終了」と同様の効果を伴う場合が想定される。
- ・過去勤務債務は、従業員の勤労意欲が将来に亘って向上するであろうとの期待のもと遅延認識が認められるものである。一方、将来部分の減額による退職給付債務の減少については、その効果が将来に亘り発現するとは考え難く、マイナスの過去勤務債務として遅延認識する合理性に乏しいものと考えられる。
- ・従って、退職給付債務の減額に係る会計処理に関し、一律に過去勤務債務として遅延認識すべき旨を規定するのではなく、「一部終了」の会計処理に準じ、退職給付債務の減少額及びそれに対応する未認識部分を、制度改訂時に当期の損益として認識することを選択適用出来る様、配慮して頂き度い。

3. その他

第6項では、移行前の制度が移行後の制度に名目的にしか引継がれていない場合には、移行前の制度の終了として認識し、移行時の影響を一時の損益として計上する必要がある旨規定されているが、「名目的にしか引継がれていない」場合を例示願うと共に、その判断基準を明確にして頂き度い。

以 上